

入札説明書及び要求水準書の修正箇所一覧表

令和2年6月17日
南薩地区衛生管理組合

(1) 入札説明書

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
5	<p>ウ 事業期間 事業期間は、以下を予定している。</p> <p>(ア) 事業期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和 26 年 <u>3月31日</u>まで</p> <p>(イ) 設計・施工期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和 6 年 <u>3月31日</u>まで</p> <p>(ウ) 運営期間 令和 6 年 <u>4月1日</u> から令和 26 年 <u>3月31日</u>まで</p> <p>(エ) 運営準備期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和 6 年 <u>3月31日</u>まで</p>	5	<p>ウ 事業期間 事業期間は、以下を予定している。</p> <p>(ア) 事業期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和 26 年 <u>8月31日</u>まで</p> <p>(イ) 設計・施工期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和 6 年 <u>8月31日</u>まで</p> <p>(ウ) 運営期間 令和 6 年 <u>9月1日</u> から令和 26 年 <u>8月31日</u>まで</p> <p>(エ) 運営準備期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和 6 年 <u>8月31日</u>まで</p>

修正前		修正後																													
頁	修正内容	頁	修正内容																												
6	<p>エ 事業者の募集及び選定の手順（予定） 本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年 <u>6月24日（水）</u> <u>～6月30日（火）</u></td> <td>入札提案書類の受付</td> </tr> <tr> <td>令和2年 <u>8月下旬</u></td> <td>入札提案書類に関するヒアリング、審査</td> </tr> <tr> <td>令和2年 <u>8月下旬</u></td> <td>落札候補者の決定及び通知</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年9月</u>中旬</td> <td>落札者の決定</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年9月</u>中旬</td> <td>基本協定締結、事業仮契約締結</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年9月</u>下旬</td> <td>南薩地区衛生管理組合議会の議決（事業契約締結）</td> </tr> </tbody> </table>	日時	内容	令和2年 <u>6月24日（水）</u> <u>～6月30日（火）</u>	入札提案書類の受付	令和2年 <u>8月下旬</u>	入札提案書類に関するヒアリング、審査	令和2年 <u>8月下旬</u>	落札候補者の決定及び通知	<u>令和2年9月</u> 中旬	落札者の決定	<u>令和2年9月</u> 中旬	基本協定締結、事業仮契約締結	<u>令和2年9月</u> 下旬	南薩地区衛生管理組合議会の議決（事業契約締結）	6	<p>エ 事業者の募集及び選定の手順（予定） 本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年 <u>8月25日（火）</u> <u>～8月31日（月）</u></td> <td>入札提案書類の受付</td> </tr> <tr> <td>令和2年 <u>11月下旬</u></td> <td>入札提案書類に関するヒアリング、審査</td> </tr> <tr> <td>令和2年 <u>11月下旬</u></td> <td>落札候補者の決定及び通知</td> </tr> <tr> <td><u>令和3年2月</u>中旬</td> <td>落札者の決定</td> </tr> <tr> <td><u>令和3年2月</u>中旬</td> <td>基本協定締結、事業仮契約締結</td> </tr> <tr> <td><u>令和3年2月</u>下旬</td> <td>南薩地区衛生管理組合議会の議決（事業契約締結）</td> </tr> </tbody> </table>	日時	内容	令和2年 <u>8月25日（火）</u> <u>～8月31日（月）</u>	入札提案書類の受付	令和2年 <u>11月下旬</u>	入札提案書類に関するヒアリング、審査	令和2年 <u>11月下旬</u>	落札候補者の決定及び通知	<u>令和3年2月</u> 中旬	落札者の決定	<u>令和3年2月</u> 中旬	基本協定締結、事業仮契約締結	<u>令和3年2月</u> 下旬	南薩地区衛生管理組合議会の議決（事業契約締結）
日時	内容																														
令和2年 <u>6月24日（水）</u> <u>～6月30日（火）</u>	入札提案書類の受付																														
令和2年 <u>8月下旬</u>	入札提案書類に関するヒアリング、審査																														
令和2年 <u>8月下旬</u>	落札候補者の決定及び通知																														
<u>令和2年9月</u> 中旬	落札者の決定																														
<u>令和2年9月</u> 中旬	基本協定締結、事業仮契約締結																														
<u>令和2年9月</u> 下旬	南薩地区衛生管理組合議会の議決（事業契約締結）																														
日時	内容																														
令和2年 <u>8月25日（火）</u> <u>～8月31日（月）</u>	入札提案書類の受付																														
令和2年 <u>11月下旬</u>	入札提案書類に関するヒアリング、審査																														
令和2年 <u>11月下旬</u>	落札候補者の決定及び通知																														
<u>令和3年2月</u> 中旬	落札者の決定																														
<u>令和3年2月</u> 中旬	基本協定締結、事業仮契約締結																														
<u>令和3年2月</u> 下旬	南薩地区衛生管理組合議会の議決（事業契約締結）																														
11	<p>(1) 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件 本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が以下の要件を全て満たし、他の者はその役割に応じ下記ア又はイの要件を満たすこと。</p>	11	<p>(1) 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件 本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が以下の要件を全て満たし、他の者はその役割に応じ下記ア又はイの要件を満たすこと。</p> <p><u>ただし、施工を行う者が異なる場合においては、施工を行う者がイ～オの要件を満たすこと。</u></p>																												

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
11	ウ 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。	11	ウ 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。 <u>ただし、監理技術者の専任時期については、工事着手までの設計期間を除くものとする。</u>
11	イ 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。	12	イ 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。 <u>ただし、監理技術者の専任時期については、工事着手までの設計期間を除くものとする。</u>
12	エ 平成14年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。	12	エ 平成14年4月1日以降に稼働した地方公共団体 <u>（地方公共団体が出資する公益法人（財団法人）を含む。）</u> の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。
12	ア 平成14年4月1日以降において、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）で、以下に示す要件の施設における運転管理実績を元請として有すること。 なお、該当する実績がPFI又はDBO事業等であり、当該事業に係る特別目的会社が元請の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。	12	ア 平成14年4月1日以降において、地方公共団体 <u>（地方公共団体が出資する公益法人（財団法人）を含む。）</u> の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）で、以下に示す要件の施設における運転管理実績を元請として有すること。 なお、該当する実績がPFI又はDBO事業等であり、当該事業に係る特別目的会社が元請の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
15	<p>(4) 組合と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。</p> <p>ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につきかし担保責任がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。</p>	16	<p>(4) 組合と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。</p> <p>ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。</p>
23	<p>ア 入札提案書類の提出について</p> <p>(ア) 提出書類 「第7章 提出書類」に示すとおりとする。</p> <p>(イ) 提出方法 持参とする。</p> <p>(ウ) 受付場所 「第6章1 (12) 事務局」を参照</p> <p>(エ) 提出期間 令和2年<u>6月24日(水)</u>から令和2年<u>6月30日(火)</u>までの9時から17時までとする。</p> <p>ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p>	24	<p>ア 入札提案書類の提出について</p> <p>(ア) 提出書類 「第7章 提出書類」に示すとおりとする。</p> <p>(イ) 提出方法 持参とする。</p> <p>(ウ) 受付場所 「第6章1 (12) 事務局」を参照</p> <p>(エ) 提出期間 令和2年<u>8月25日(火)</u>から令和2年<u>8月31日(月)</u>までの9時から17時までとする。</p> <p>ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
23	<p>(10) 提案書に関するヒアリング</p> <p>総合評価委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。</p> <p>ア 開催日時</p> <p>令和2年 <u>8月下旬</u></p> <p>(ヒアリングの順番は、入札提案書類の提出時にくじ引きで決定する。)</p>	24	<p>(10) 提案書に関するヒアリング</p> <p>総合評価委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。</p> <p>ア 開催日時</p> <p>令和2年 <u>11月下旬</u></p> <p>(ヒアリングの順番は、入札提案書類の提出時にくじ引きで決定する。)</p>
24	<p>(11) 開札</p> <p>入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。</p> <p>また、代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第17号）を、当日持参すること。</p> <p>なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に組合より通知する。</p> <p>ア 日時</p> <p>令和2年 <u>8月下旬</u></p>	25	<p>(11) 開札</p> <p>入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。</p> <p>また、代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第17号）を、当日持参すること。</p> <p>なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に組合より通知する。</p> <p>ア 日時</p> <p>令和2年 <u>11月下旬</u></p>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
32	<p>2 参加資格確認申請時の提出書類</p> <p>参加資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 参加資格確認申請書(様式第6号)を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして正本1部、副本2部を提出すること。</p>	33	<p>2 参加資格確認申請時の提出書類</p> <p>参加資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 参加資格確認申請書(様式第5号)を表紙として、提出書類を様式第2号から様式第8号の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして正本1部、副本2部を提出すること。</p> <p><u>なお、参加資格申請書類の綴じ込みは、ファイル綴じとする。</u></p>
34	<p>(2) 保険</p> <p>ア 組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)等に参加するが、当該保険料については運営事業者の負担とする。</p> <p>なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、組合が加入する保険にて保険金が補填された場合は、組合が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。</p>	35	<p>(2) 保険</p> <p>ア 組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)等に参加し、当該保険料については組合の負担とする。</p> <p>なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、組合が加入する保険にて保険金が補填された場合は、組合が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。</p>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
41	<p>※4：[$\{\text{年間売電量（実績値）} - \text{年間売電量（提案値）}\} \div \text{年間売電量（提案値）} \geq 0$]の場合、年間売電量（提案値）の達成分（年間売電量（実績値）の年間売電量（提案値）からの超過分^{*7}）に当該年度における売電単価^{*6}の50%（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた金額を当該超過が発生した年度の翌4月に係る運営業務委託料と併せて、売電収入増加分の対価として支払う。</p> <p>[$\{\text{年間売電量（実績値）} - \text{年間売電量（提案値）}\} \div \text{年間売電量（提案値）} < 0$]の場合、売電収入増加分の対価は0円とする。</p>	42	<p>※4：[$\{\text{年間売電量（実績値）} - \text{年間売電量（提案値）}\} \div \text{年間売電量（提案値）} \geq 0$]<u>]</u>の場合、年間売電量（提案値）の達成分（年間売電量（実績値）の年間売電量（提案値）からの超過分^{*7}）に当該年度における売電単価^{*6}の50%（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた金額を当該超過が発生した年度の翌4月に係る運営業務委託料と併せて、売電収入増加分の対価として支払う。</p> <p>[$\{\text{年間売電量（実績値）} - \text{年間売電量（提案値）}\} \div \text{年間売電量（提案値）} < 0$]<u>]</u>の場合、売電収入増加分の対価は0円とする。</p>
43	<p>(2) 運営業務に係る対価</p> <p>ア エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営に係る業務委託料の支払方法</p> <p>(ア) 支払回数</p> <p>a 業務委託料A（固定費 i・固定費 ii・固定費 iii） 240回（20年間×年12回）</p> <p>b 業務委託料B（変動費） 240回（20年間×年12回）</p> <p>c 売電量増加分の対価 20回（20年間×年1回）（最大）</p> <p>※ 運営業務委託料は令和6年<u>度</u>以降の支払となる。</p>	44	<p>(2) 運営業務に係る対価</p> <p>ア エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営に係る業務委託料の支払方法</p> <p>(ア) 支払回数</p> <p>a 業務委託料A（固定費 i・固定費 ii・固定費 iii） 240回（20年間×年12回）</p> <p>b 業務委託料B（変動費） 240回（20年間×年12回）</p> <p>c 売電量増加分の対価 20回（20年間×年1回）（最大）</p> <p>※ 運営業務委託料は令和6年<u>9月</u>以降の支払となる。</p>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
43	(ウ) 運營業務委託料A (固定費 i・固定費 ii・固定費 iii) の1回あたりの支払額は、 <u>事業者が提案した各年度の固定費を12で除した額</u> とする。	44	(ウ) 運營業務委託料A (固定費 i・固定費 ii・固定費 iii) の1回あたりの支払額は、 <u>以下のとおり</u> とする。 <u>ア 令和6年度</u> <u>事業者が提案した令和6年度の固定費を7で除した額</u> <u>イ 令和7年度～令和25年度</u> <u>事業者が提案した各年度の固定費を12で除した額</u> <u>ウ 令和26年度</u> <u>事業者が提案した令和26年度の固定費を5で除した額</u>
43	(オ) 売電量増加分の対価は、 <u>各年度の実売電電力量が提案売電電力量を5%以上上回っていることが確認された場合に</u> 支払う。具体的には、運営期間中、事業者は、売電電力量について組合への報告・確認等を毎月行う。事業者は、各年度最終月の報告に対する組合による確認の通知を受けた後、翌年度の4月末までに売電量増加分の対価の支払に係る請求書を組合に提出する。組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該増加分の対価を支払う。	44	(オ) 売電量増加分の対価は、 <u>[{年間売電量(実績値) - 年間売電量(提案値)} ÷ 年間売電量(提案値) ≥ 0]</u> の場合、 <u>年間売電量(提案値)の達成分(年間売電量(実績値)の年間売電量(提案値)からの超過分)に当該年度における売電単価の50%(小数点以下第3位を四捨五入)を乗じた金額を当該超過が発生した年度の翌4月に係る運營業務委託料と併せて、売電収入増加分の対価として支払う</u> 。具体的には、運営期間中、事業者は、売電電力量について組合への報告・確認等を毎月行う。事業者は、各年度最終月の報告に対する組合による確認の通知を受けた後、翌年度の4月末までに売電量増加分の対価の支払に係る請求書を組合に提出する。組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該増加分の対価を支払う。

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
44	<p>イ マテリアルリサイクル推進施設の運営に係る業務委託料の支払方法</p> <p>(ア) 支払回数</p> <p> a 業務委託料C (固定費 i・固定費 ii・固定費 iii) 240回 (20年間×年12回)</p> <p> b 業務委託料D (変動費) 240回 (20年間×年12回)</p> <p>※ 運営業務委託料は令和6年<u>度</u>以降の支払となる。</p>	45	<p>イ マテリアルリサイクル推進施設の運営に係る業務委託料の支払方法</p> <p>(ア) 支払回数</p> <p> a 業務委託料C (固定費 i・固定費 ii・固定費 iii) 240回 (20年間×年12回)</p> <p> b 業務委託料D (変動費) 240回 (20年間×年12回)</p> <p>※ 運営業務委託料は令和6年<u>9月</u>以降の支払となる。</p>
44	<p>(ウ) 運営業務委託料C (固定費 i・固定費 ii・固定費 iii) の1回あたりの支払額は、<u>事業者が提案した各年度の固定費を12で除した額</u>とする。</p>	45	<p>(ウ) 運営業務委託料C (固定費 i・固定費 ii・固定費 iii) の1回あたりの支払額は、<u>以下のとおり</u>とする。</p> <p><u>ア 令和6年度</u> <u>事業者が提案した令和6年度の固定費を7で除した額</u></p> <p><u>イ 令和7年度～令和25年度</u> <u>事業者が提案した各年度の固定費を12で除した額</u></p> <p><u>ウ 令和26年度</u> <u>事業者が提案した令和26年度の固定費を5で除した額</u></p>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
46	<p>(2) 改定の条件</p> <p>(中略)</p> <p>初回の改定は、令和5年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和5年9月末までに見直しを行い、令和6年度の運營業務委託料を確定する（比較対象は令和2年2月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託料は、令和6年度の<u>4月</u>の支払から反映させる。</p>	48	<p>(2) 改定の条件</p> <p>(中略)</p> <p>初回の改定は、令和5年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和5年9月末までに見直しを行い、令和6年度の運營業務委託料を確定する（比較対象は令和2年2月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託料は、令和6年度の<u>9月</u>の支払から反映させる。</p>
54	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦書きも可とする。 ・ 表面の「入札書」は朱書きとする。 ・ 中封筒には、入札書（様式第14号）を入れて封かんすること。 ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第14号別紙1、別紙2、別紙3）を入れて封かんすること。 	56	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦書きも可とする。 ・ 表面の「入札書」は朱書きとする。 ・ <u>グループ名は、代表企業を付したグループ名と受付グループ名を併記すること。</u> ・ 中封筒には、入札書（様式第14号）を入れて封かんすること。 ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第14号別紙1、別紙2、別紙3）を入れて封かんすること。

(2) 要求水準書

修正前				修正後																	
頁	修正内容			頁	修正内容																
3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>27</u></td> <td>保証 かし担保</td> <td>本事業は性能発注（設計施工契約）方式であり、受注者は「<u>設計のかし</u>」及び「<u>施工のかし</u>」について担保する責任を<u>負うことが必要となる。</u></td> </tr> </tbody> </table>			No.	用語	定義	<u>27</u>	保証 かし担保	本事業は性能発注（設計施工契約）方式であり、受注者は「 <u>設計のかし</u> 」及び「 <u>施工のかし</u> 」について担保する責任を <u>負うことが必要となる。</u>	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>27</u></td> <td rowspan="2">保証 契約不適合</td> <td>引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。</td> </tr> <tr> <td><u>28</u></td> <td>設計の<u>契約不適合</u>及び施工の<u>契約不適合</u>について担保する責任を<u>いう。</u></td> </tr> </tbody> </table>			No.	用語	定義	<u>27</u>	保証 契約不適合	引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。	<u>28</u>	設計の <u>契約不適合</u> 及び施工の <u>契約不適合</u> について担保する責任を <u>いう。</u>
No.	用語	定義																			
<u>27</u>	保証 かし担保	本事業は性能発注（設計施工契約）方式であり、受注者は「 <u>設計のかし</u> 」及び「 <u>施工のかし</u> 」について担保する責任を <u>負うことが必要となる。</u>																			
No.	用語	定義																			
<u>27</u>	保証 契約不適合	引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。																			
<u>28</u>		設計の <u>契約不適合</u> 及び施工の <u>契約不適合</u> について担保する責任を <u>いう。</u>																			

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
4	<p>(1) 本施設の設計・施工業務</p> <p>ア 内容 本施設の設計及び施工</p> <p>イ 建設期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和6年<u>3月</u>31日まで</p> <p>ウ 着工日 令和<u>3年10月</u>(予定)から</p> <p>(2) 本施設の運營業務</p> <p>ア 内容 本施設の運転、点検管理、設備の修繕・更新、用役管理、維持管理、余熱利用管理、搬出管理、情報管理その他</p> <p>イ 運営準備期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和6年<u>3月</u>31日まで</p> <p>ウ 運営期間 令和6年<u>4月</u>1日から令和26年<u>3月</u>31日まで (運営期間終了後、1年間は大規模な修繕が不要な状態で引渡し。)</p>	4	<p>(1) 本施設の設計・施工業務</p> <p>ア 内容 本施設の設計及び施工</p> <p>イ 建設期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和6年<u>8月</u>31日まで</p> <p>ウ 着工日 令和<u>4年3月</u>(予定)から</p> <p>(2) 本施設の運營業務</p> <p>ア 内容 本施設の運転、点検管理、設備の修繕・更新、用役管理、維持管理、余熱利用管理、搬出管理、情報管理その他</p> <p>イ 運営準備期間 南薩地区衛生管理組合議会の議決日の翌日から令和6年<u>8月</u>31日まで</p> <p>ウ 運営期間 令和6年<u>9月</u>1日から令和26年<u>8月</u>31日まで (運営期間終了後、1年間は大規模な修繕が不要な状態で引渡し。)</p>
5	<p>2 本施設の運營業務</p> <p>運営事業者は、組合と締結する運營業務委託契約に基づき、受入対象物を受け入れ、本書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。</p>	5	<p>2 本施設の運營業務</p> <p>運営事業者は、組合と<u>構成員が締結し、その構成員より受託者の地位並びに権利及び義務の継承を受けた</u>運營業務委託契約に基づき、受入対象物を受け入れ、本書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。</p>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
16	<p>(5) 洗車場</p> <p>ごみ収集車両を洗浄する(パッカー車、アームロール車を想定)ための洗車場を焼却施設に併設(洗車場が来場者等から見えないように設置)して整備すること。(1日〔10〕台程度使用)</p> <p>パッカー車1台、アームロール車1台の同時洗浄が可能な面積とすること。</p> <p>ごみ搬入車両の通行の妨げとならず、施設見学者等来館者からの視線に配慮した計画とすること。</p>	17	<p>(5) 洗車場</p> <p>ごみ収集車両を洗浄する(パッカー車、アームロール車を想定)ための洗車場を焼却施設 <u>もしくはマテリアルリサイクル推進施設</u>に併設(洗車場が来場者等から見えないように設置)して整備すること。(1日〔10〕台程度使用)</p> <p><u>なお、プラットホームの併設は、焼却施設に限り可とする。</u></p> <p>パッカー車1台、アームロール車1台の同時洗浄が可能な面積とすること。</p> <p>ごみ搬入車両の通行の妨げとならず、<u>住民の直接搬入時を含む</u>施設見学者等来館者からの視線に配慮した計画とすること。</p>
16	<p>(5) 委託業者、許可業者車両、一般搬入車両等の2回計量</p> <p>委託業者及び許可業者のごみ収集車両や一般持込車両等は搬入時と退出時の2回計量を行う必要があるため、2回計量に配慮した動線とすること。</p> <p>また、計量機を通過しないで工場棟等へ出入りできる動線を確保すること。</p>	18	<p>(5) 委託業者、許可業者車両、一般搬入車両等の2回計量</p> <p>委託業者及び許可業者のごみ収集車両や一般持込車両等は搬入時と退出時の2回計量を行う必要があるため、2回計量に配慮した動線とすること。</p> <p>また、計量機を通過しないで工場棟等へ出入りできる動線を確保すること。</p> <p><u>なお、飛灰(資源化)搬出車両についても2回計量を行うこととするが、フレコンパック毎に計量し管理する場合は、2回計量の対象外とする。</u></p>

修正前		修正後															
頁	修正内容	頁	修正内容														
		19	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和 36年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>22,259</td> </tr> <tr> <td>(可燃ごみのうち、布類)</td> <td>(95)</td> </tr> <tr> <td>破碎・選別処理後の可燃残渣</td> <td>1,272</td> </tr> <tr> <td>し渣及び助燃剤</td> <td>1,716</td> </tr> <tr> <td>可燃性粗大ごみ</td> <td>628</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,875</td> </tr> </tbody> </table>	項目	令和 36年度	可燃ごみ	22,259	(可燃ごみのうち、布類)	(95)	破碎・選別処理後の可燃残渣	1,272	し渣及び助燃剤	1,716	可燃性粗大ごみ	628	合計	25,875
項目	令和 36年度																
可燃ごみ	22,259																
(可燃ごみのうち、布類)	(95)																
破碎・選別処理後の可燃残渣	1,272																
し渣及び助燃剤	1,716																
可燃性粗大ごみ	628																
合計	25,875																
20	<p>(7) 主要設備方式 (基本方針)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>仕様概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入供給設備</td> <td>ごみクレーン : 全自動方式 (バケット形式: ポリップ式)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	仕様概要	受入供給設備	ごみクレーン : 全自動方式 (バケット形式: ポリップ式)	21	<p>(7) 主要設備方式 (基本方針)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>仕様概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入供給設備</td> <td>ごみクレーン : 全自動方式 (バケット形式: <u>[ポリップ式またはフォーク式バケット]</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	仕様概要	受入供給設備	ごみクレーン : 全自動方式 (バケット形式: <u>[ポリップ式またはフォーク式バケット]</u>)						
設備名	仕様概要																
受入供給設備	ごみクレーン : 全自動方式 (バケット形式: ポリップ式)																
設備名	仕様概要																
受入供給設備	ごみクレーン : 全自動方式 (バケット形式: <u>[ポリップ式またはフォーク式バケット]</u>)																
21	<p>(1) 場内プラント関係 プロセス蒸気として使用する。 また、余熱を利用し発電を行い、エネルギー回収率16.5%以上を達成すること。</p>	22	<p>(1) 場内プラント関係 プロセス蒸気として使用する。 また、余熱を利用し発電を行い、エネルギー回収率16.5%以上を達成すること。 <u>ただし、エネルギー回収率 16.5%以上には、外部施設への熱供給 4GJ/h は含まないものとする。</u></p>														

修正前		修正後									
頁	修正内容	頁	修正内容								
21	(7) 焼却残渣のダイオキシン類含有量 3 ng-TEQ/ <u>m³N</u> 以下とすること。	22	(7) 焼却残渣のダイオキシン類含有量 3 ng-TEQ/ <u>g</u> 以下とすること。								
23	(1) 溶出基準 <table border="1" data-bbox="235 435 1108 534"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六価クロム</td> <td><u>0.5</u> mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	六価クロム	<u>0.5</u> mg/L 以下	24	(1) 溶出基準 <table border="1" data-bbox="1216 435 2089 534"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六価クロム</td> <td><u>1.5</u> mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	六価クロム	<u>1.5</u> mg/L 以下
項目	基準値										
六価クロム	<u>0.5</u> mg/L 以下										
項目	基準値										
六価クロム	<u>1.5</u> mg/L 以下										
		25	<table border="1" data-bbox="1216 595 1897 837"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和 36年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>不燃ごみ</u></td> <td><u>2,328</u></td> </tr> <tr> <td><u>不燃性粗大ごみ</u></td> <td><u>116</u></td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>2,444</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	令和 36年度	<u>不燃ごみ</u>	<u>2,328</u>	<u>不燃性粗大ごみ</u>	<u>116</u>	<u>合計</u>	<u>2,444</u>
項目	令和 36年度										
<u>不燃ごみ</u>	<u>2,328</u>										
<u>不燃性粗大ごみ</u>	<u>116</u>										
<u>合計</u>	<u>2,444</u>										
26	7 地元雇用・地元企業の活用 建設事業者及び運営事業者は、工事や資材等の調達において可能な限り地元雇用や地元企業を活用すること。 なお、地元企業とは組合構成市内に本店又は <u>支店</u> を有する企業を指す。	27	7 地元雇用・地元企業の活用 建設事業者及び運営事業者は、工事や資材等の調達において可能な限り地元雇用や地元企業を活用すること。 なお、地元企業とは組合構成市内に本店又は <u>本社</u> を有する企業を指す。								
35	2 作業日及び作業時間 (1) 作業日は、原則として土曜日、日曜日及び年末・年始を除いた日とする。 なお、事前に組合と協議のうえ、職員・作業員の週休2日を設定することにより、土曜日の作業を行うことは可とする。	36	2 作業日及び作業時間 (1) 作業日は、原則として土曜日、日曜日及び年末・年始を除いた日とする。 なお、事前に組合と協議のうえ、職員・作業員の週休2日を設定することにより、土曜日 <u>と日曜日</u> の作業を行うことは可とする。								

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
41	<p>第4節 材料及び機器</p> <p>使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、電気関連各種技術基準、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工事規格（JPMS）等の規格が定められているものはこれらの規格品を使用すること。</p>	42	<p>第4節 材料及び機器</p> <p>使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、電気関連各種技術基準、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工事規格（JPMS）等の規格が定められているものはこれらの規格品を使用すること。</p>
42	<p>1 試運転</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（8）試運転期間中の電力会社との契約は建設事業者が行うこと。</p>	43	<p>1 試運転</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（8）試運転期間中の電力会社との契約は建設事業者が行うこと。</p> <p><u>（9）試運転期間中に売電収入が発生した場合の帰属先は、建設事業者とする。</u></p>
45	<p>1－5 安定稼働試験</p> <p>エネルギー回収型廃棄物処理施設の安定稼働（90日以上の連続運転）の確認は、1炉毎及び施設毎に行うものとし、施設引渡し後かし担保期間（2年間）中に年1回確認すること。</p>	46	<p>1－5 安定稼働試験</p> <p>エネルギー回収型廃棄物処理施設の安定稼働（90日以上の連続運転）の確認は、1炉毎及び施設毎に行うものとし、施設引渡し後、<u>契約不適合責任</u>期間（2年間）中に年1回確認すること。</p>

修正前			修正後		
頁	修正内容		頁	修正内容	
46	No.	測定項目	47	No.	測定項目
		備考			備考
	3	排水処理施設 本調査は参考値として取り扱う。		3	排水処理施設 本調査は参考値として取り扱う。 <u>プラント系排水を対象とする。</u>
48	No.	測定項目	49	No.	測定項目
		備考			備考
	13	用役類、薬剤、 油脂類等 本調査は参考値として取り扱う。 自動計測及び目視計測による。		13	用役類、薬剤、 油脂類等 本調査は参考値として取り扱う。 自動計測及び目視計測による。 <u>ただし、自動計測を実施しないものにつ いては、目視計測のみでも可とす る。</u>
49	No.	測定項目	50	No.	測定項目
		備考			備考
	7	用役類、薬剤、 油脂類等 本調査は参考値として取り扱う。 自動計測及び目視計測による。		7	用役類、薬剤、 油脂類等 本調査は参考値として取り扱う。 自動計測及び目視計測による。 <u>ただし、自動計測を実施しないものにつ いては、目視計測のみでも可とす る。</u>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
50	<p>第7節 <u>かし担保</u></p> <p>設計・施工業務及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は、建設事業者の負担にて速やかに修繕、改造、改善又は取替（以下「修繕等」という。）を行うこと。本施設は性能発注（設計・施工契約）方式を採用しているため、建設事業者は施工の<u>かし</u>に加えて設計の<u>かし</u>についても担保する責任を負う。<u>かし</u>の有無については、組合にて適時検査を行い、その結果を基に判定する。</p>	51	<p>第7節 <u>契約不適合責任</u></p> <p>設計・施工業務及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は、建設事業者の負担にて速やかに修繕、改造、改善又は取替（以下「修繕等」という。）を行うこと。本施設は性能発注（設計・施工契約）方式を採用しているため、建設事業者は施工の<u>契約不適合</u>に加えて設計の<u>契約不適合</u>についても担保する責任を負う。<u>契約不適合</u>の有無については、組合にて適時検査を行い、その結果を基に判定する。</p>
50	<p>1 設計の<u>かし担保</u></p> <p>（1）設計の<u>かし担保</u>期間は原則として、引渡し後10年間とする。この期間内に発生した設計の<u>かし</u>は、設計図書に記載した施設の性能及び機能に対して、全て建設事業者の責任において保証すること。設計図書とは第2部第1章第8節に示す提出図書を指す。</p>	51	<p>1 設計の<u>契約不適合責任</u></p> <p>（1）設計の<u>契約不適合責任</u>期間は原則として、引渡し後10年間とする。この期間内に発生した設計の<u>契約不適合</u>は、設計図書に記載した施設の性能及び機能に対して、全て建設事業者の責任において保証すること。設計図書とは第2部第1章第8節に示す提出図書を指す。</p>
51	<p>2 施工に係る<u>かし担保</u></p> <p>（1）<u>かし担保</u>期間</p> <p><u>かし担保</u>期間は、建築工事、プラント工事、建築設備工事、外構工事及びその他関連工事のいずれも引渡し後2年間とする。</p>	52	<p>2 施工に係る<u>契約不適合責任</u></p> <p>（1）<u>契約不適合責任</u>期間</p> <p><u>契約不適合責任</u>期間は、建築工事、プラント工事、建築設備工事、外構工事及びその他関連工事のいずれも引渡し後2年間とする。</p>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
51	<p>(2) <u>かし担保</u>期間中の取扱い及び修繕等</p> <p>ア <u>かし担保</u>期間中に施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、性能確認のため組合の指定する時期に、建設事業者の負担において確認試験を行うこと。</p> <p>なお、確認試験を行うに当たり、あらかじめ「<u>かし担保</u>確認要領書」を組合に提出し、承諾を受けること。</p>	52	<p>(2) <u>契約不適合責任</u>期間中の取扱い及び修繕等</p> <p>ア <u>契約不適合責任</u>期間中に施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、性能確認のため組合の指定する時期に、建設事業者の負担において確認試験を行うこと。</p> <p>なお、確認試験を行うに当たり、あらかじめ「<u>契約不適合</u>確認試験要領書」を組合に提出し、承諾を受けること。</p>
51	<p>(3) <u>かし担保</u>検査</p> <p><u>かし担保</u>期間中、年1回ごとに、建設事業者の負担において、<u>かし担保</u>検査を行うこと。</p> <p>なお、検査内容については、施設の引渡前に<u>かし担保</u>検査要領書を作成し、組合の承諾を得ること。</p> <p>(4) <u>かし</u>確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。</p>	52	<p>(3) <u>契約不適合</u>検査</p> <p><u>契約不適合責任</u>期間中、年1回ごとに、建設事業者の負担において、<u>契約不適合</u>検査を行うこと。</p> <p>なお、検査内容については、施設の引渡前に<u>契約不適合</u>検査要領書を作成し、組合の承諾を得ること。</p> <p>(4) <u>契約不適合</u>確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。</p>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
68	2-1 プラットホーム (中略) (5) 特記事項 ア プラットホームは、ごみ収集車等の集中時においてもピットへの投入作業が安全かつ容易なスペースと構造を持つものとする。こと。 イ 10 t <u>ロング</u> ダンプ車両が安全に旋回できる広さとダンプ投入が十分な高さを確保すること。	69	2-1 プラットホーム (中略) (5) 特記事項 ア プラットホームは、ごみ収集車等の集中時においてもピットへの投入作業が安全かつ容易なスペースと構造を持つものとする。こと。 イ 10 t <u>天蓋付</u> ダンプ車両が安全に旋回できる広さとダンプ投入が十分な高さを確保すること。
69	2-2 搬入扉 (プラットホーム出入口扉) (中略) (2) 数量 2基 (入口1基、出口1基)	70	2-2 搬入扉 (プラットホーム出入口扉) (中略) (2) 数量 <u>[2]</u> 基 (入口 <u>[1]</u> 基、出口 <u>[1]</u> 基)
74	2-6 ごみクレーン (中略) (3) 主要項目 チ 付帯機器 (コ) 転落者救出装置 (ゴンドラ) 1式	75	2-6 ごみクレーン (中略) (3) 主要項目 チ 付帯機器 (コ) 転落者救出装置 (ゴンドラ <u>等</u>) 1式
86	4-3 助燃バーナ (中略) (5) 付帯機器 エ 漏洩検知装置 1式	87	4-3 助燃バーナ (中略) (5) 付帯機器 エ 漏洩検知装置 <u>(必要に応じ)</u> 1式

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
86	4-4 再燃バーナ (中略) (4) 操作方法 ウ 緊急しゃ断 : 現場手動、遠隔手動	87	4-4 再燃バーナ (中略) (4) 操作方法 ウ 緊急しゃ断 <u>(必要に応じ)</u> : 現場手動、遠隔手動
89	1-2 過熱器 (中略) (4) 特記事項 エ 過熱器の <u>かし担保</u> 期間は5年間とする。	90	1-2 過熱器 (中略) (4) 特記事項 エ 過熱器の <u>契約不適合責任</u> 期間は5年間とする。
99	11 純水装置 本装置は、プラント用水 <u>(上水)</u> をボイラ用水に処理するためのもので、純水を製造するものである。 (中略) (3) 主要項目 キ 原水 <u>上水</u>	100	11 純水装置 本装置は、プラント用水をボイラ用水に処理するためのもので、純水を製造するものである。 (中略) (3) 主要項目 キ 原水 <u>井水</u>
103	1-4 噴射水槽	104	1-4 噴射水槽 (中略) <u>(5) 特記事項</u> <u>ア 再利用水受水槽との兼用を可とする。</u>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
114	<p>3 場外余熱供給装置 (中略)</p> <p>(3) 主要項目</p> <p>ア 供給熱量 [4] GJ/h</p> <p>イ 供給熱源 <u>[抽気蒸気]</u></p> <p>ウ 供給温度 <u>[]</u></p>	115	<p>3 場外余熱供給装 (中略)</p> <p>(3) 主要項目</p> <p>ア 供給熱量 [4] GJ/h</p> <p>イ 供給熱源 <u>温水</u></p> <p>ウ 供給温度 <u>85℃</u></p> <p>エ <u>戻り温度 60℃</u></p>
121	1 焼却炉下コンベア	122	1 焼却炉下コンベア <u>(必要に応じ設置)</u>
129	<p>11 混練装置 (中略)</p> <p>(3) 主要項目</p> <p>ア 能力 [] kg/h <u>(最大想定量の2倍以上)</u></p>	130	<p>11 混練装置 (中略)</p> <p>(3) 主要項目</p> <p>ア 能力 [] kg/h</p>
130	<p>13 飛灰処理物貯留設備</p> <p>本貯留槽は、飛灰処理物を一時貯留するために設置するものである。飛灰(飛灰処理物含む)の貯留方法は提案とするが、施設全体で併せて7日分以上を確保すること。</p>	131	<p>13 飛灰処理物貯留設備</p> <p>本貯留槽は、飛灰処理物を一時貯留するために設置するものである。飛灰(飛灰処理物含む)の貯留方法は提案とするが、施設全体で併せて7日分以上を確保すること。</p> <p><u>なお、飛灰バンカを設置する場合の仕様は、以下のとおりである。</u></p>
132	<p>2 給・配水方式 (中略)</p> <p>上水→生活用水受水槽→ [] → [各設備]</p>	133	<p>2 給・配水方式 (中略)</p> <p><u>[上水]</u>→生活用水受水槽→ [] → [各設備]</p>

修正前					修正後					
頁	修正内容				頁	修正内容				
132	3 水槽類仕様				133	3 水槽類仕様				
	名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造 主要材質	備考 (付帯機器等)	名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造 主要材質	備考 (付帯機器等)
	生活用水 高置水槽	[]	時間最大使用 水量の [] 時間以上 [] m ³	[] 製	レベル計、ドレ ン抜き、マンホ ール、点検用タ ラップ他	生活用水 高置水槽 <u>(必要に応じて)</u>	[]	時間最大使用 水量の [] 時間以上 [] m ³	[] 製	レベル計、ドレ ン抜き、マンホ ール、点検用タ ラップ他
144	5 廃棄物発電を除く再生可能エネルギーによる発電装置 本設備は、低炭素社会構築に加え、エネルギー問題についての理解を深めるという環境教育の観点から、再生可能エネルギーの導入を行うものである。 <u>特に太陽光発電設備を設置すること。</u>				145	5 廃棄物発電を除く再生可能エネルギーによる発電装置 本設備は、低炭素社会構築に加え、エネルギー問題についての理解を深めるという環境教育の観点から、再生可能エネルギーの導入を行うものである。				
144	6 炉内清掃時用ろ過式集じん器 (中略) (1) 形式 ろ過式集じん器				145	6 炉内清掃時用ろ過式集じん器 (中略) (1) 形式 <u>〔ろ過式集じん器〕</u>				
145	7 環境集じん設備 (中略) (1) 形式 ろ過式集じん器				145	7 環境集じん設備 (中略) (1) 形式 <u>〔ろ過式集じん器〕</u>				

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
149	3 - 3 高圧変圧器盤	150	3 - 3 高圧変圧器盤 (中略) <u>(5) 特記事項</u> <u>ア 高圧変圧器を低圧配電設備内に配置し、低圧配電設備との共用を可とする。</u>
149	4 高圧配電設備 本設備は、各負荷に配電する設備で、蒸気タービン発電機連絡盤、非常用発電機連絡盤、高圧配電盤、高圧動力盤、進相コンデンサ盤、変圧器盤等及び <u>管理棟</u> 、マテリアルリサイクル推進施設への高圧供給用開閉器盤等で構成され、受変電室に設置するものとし、以下の事項を満たすこと。 なお、マテリアルリサイクル推進施設、 <u>管理棟(組合所掌範囲)</u> の電気使用料金について別途積算が可能なように配慮すること。	150	4 高圧配電設備 本設備は、各負荷に配電する設備で、蒸気タービン発電機連絡盤、非常用発電機連絡盤、高圧配電盤、高圧動力盤、進相コンデンサ盤、変圧器盤等及びマテリアルリサイクル推進施設への高圧供給用開閉器盤等で構成され、受変電室に設置するものとし、以下の事項を満たすこと。 なお、マテリアルリサイクル推進施設の電気使用料金について別途積算が可能なように配慮すること。
158	7 - 2 無停電電源装置	159	7 - 2 無停電電源装置 (中略) <u>(6) 特記事項</u> <u>エ 本設備と直流電源装置の蓄電池の共用を可とする。</u> <u>ただし、各々の必要容量を満たすこととする。</u>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
159	7-3 直流電源設備	160	7-3 直流電源設備 (中略) (4) 特記事項 <u>ウ 本設備と無停電電源装置の蓄電池の共用を可とする。</u> <u>ただし、各々の必要容量を満たすこととする。</u>
176	3-4 布類受入・選別ヤード 搬入された布類を一時貯留するために設ける。	177	3-4 布類受入・選別ヤード 搬入された布類を一時貯留するために設ける。 <u>なお、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等受入・選別ヤードとの兼用を可とする。</u>
176	5 受入コンベア	177	5 受入コンベア (中略) (5) 特記事項 <u>キ 第2部第4章第4節2-1 不燃ごみ・粗大ごみ搬送コンベヤとの兼用を可とする</u>
180	2-1 不燃ごみ・粗大ごみ搬送コンベア	181	2-1 不燃ごみ・粗大ごみ搬送コンベア (中略) (6) 特記事項 <u>エ 第2部第4章第2節5 受入コンベヤとの兼用を可とする。</u>
186	5 鉄精選機	187	5 鉄精選機 <u>(必要に応じ設置)</u>
187	6 アルミ精選機	188	6 アルミ精選機 <u>(必要に応じ設置)</u>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
189	6 貯留ヤード	190	6 貯留ヤード (中略) (5) 特記事項 <u>エ 貯留ヤード以外の提案を可とする。</u>
		229	<u>10 車庫棟</u> <u>(1) 駐車台数は、〔 5 〕 台以上とすること。</u> <u>(2) 面積は、奥行き〔 12 〕 m×幅〔 4 〕 m×台数〔 5 〕 台＝〔 240 〕 m²以上とすること。</u>
233	3 エレベーター設備 (中略) (8) 特記事項 ウ 人荷用エレベーターは、地階を含め、全フロアに行けるようにすること。	234	3 エレベーター設備 (中略) (8) 特記事項 ウ 人荷用エレベーターは、地階を含め、全フロアに行けるようにすること。 <u>ただし、地階にピット(水槽、配管ピットなど)機能以外の諸室が無い場合または狭小なポンプ室のみの場合は、エレベーターの停止階としなくても良いものとする。</u>

修正前		修正後	
頁	修正内容	頁	修正内容
245	<p>4 保険等への加入</p> <p>運営事業者は、第三者に対する損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。</p> <p>また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、組合の確認を得ること。保険料については、運営事業者の負担とする。</p> <p>なお、組合は全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入するが、当該保険料については運営事業者の負担とする。</p>	247	<p>4 保険等への加入</p> <p>運営事業者は、第三者に対する損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。</p> <p>また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、組合の確認を得ること。保険料については、運営事業者の負担とする。</p> <p>なお、組合は全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入し、当該保険料については組合の負担とする。</p>
255	<p>8 施設運転中の計測管理</p> <p>(中略)</p> <p>また、各計測管理項目については、本施設が稼動初期から安定操業期に入ると一部項目の分析頻度を低減させることができるように定めている。稼働初期はかし担保期間(2年間)を想定しているが、この稼動初期から安定操業期への移行の時期については、分析データの変化をもとに、組合と運営事業者が協議のうえ、決定するものとする。</p>	257	<p>8 施設運転中の計測管理</p> <p>(中略)</p> <p>また、各計測管理項目については、本施設が稼動初期から安定操業期に入ると一部項目の分析頻度を低減させることができるように定めている。稼働初期は契約不適合責任期間(2年間)を想定しているが、この稼動初期から安定操業期への移行の時期については、分析データの変化をもとに、組合と運営事業者が協議のうえ、決定するものとする。</p>

修正前						修正後																																																											
頁	修正内容					頁	修正内容																																																										
257	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">測定地点</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">頻度</th> </tr> <tr> <th>稼動初期</th> <th>安定操業期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">環境</td> <td>騒音</td> <td>敷地境界</td> <td></td> <td>4回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>敷地境界</td> <td></td> <td>4回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">悪臭</td> <td>敷地境界</td> <td></td> <td>4回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>排出口</td> <td></td> <td>4回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>					区分	測定地点	項目	頻度		稼動初期	安定操業期	環境	騒音	敷地境界		4回/年	2回/年	振動	敷地境界		4回/年	2回/年	悪臭	敷地境界		4回/年	2回/年	排出口		4回/年	2回/年	259	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">測定地点</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">頻度</th> </tr> <tr> <th>稼動初期</th> <th>安定操業期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">環境</td> <td>騒音</td> <td>敷地境界</td> <td><u>測定箇所：4箇所</u></td> <td>4回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>敷地境界</td> <td><u>測定箇所：4箇所</u></td> <td>4回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">悪臭</td> <td>敷地境界</td> <td><u>測定箇所：2箇所</u></td> <td>4回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>排出口</td> <td></td> <td>4回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>					区分	測定地点	項目	頻度		稼動初期	安定操業期	環境	騒音	敷地境界	<u>測定箇所：4箇所</u>	4回/年	2回/年	振動	敷地境界	<u>測定箇所：4箇所</u>	4回/年	2回/年	悪臭	敷地境界	<u>測定箇所：2箇所</u>	4回/年	2回/年	排出口		4回/年	2回/年
区分	測定地点	項目	頻度																																																														
			稼動初期	安定操業期																																																													
環境	騒音	敷地境界		4回/年	2回/年																																																												
	振動	敷地境界		4回/年	2回/年																																																												
	悪臭	敷地境界		4回/年	2回/年																																																												
		排出口		4回/年	2回/年																																																												
区分	測定地点	項目	頻度																																																														
			稼動初期	安定操業期																																																													
環境	騒音	敷地境界	<u>測定箇所：4箇所</u>	4回/年	2回/年																																																												
	振動	敷地境界	<u>測定箇所：4箇所</u>	4回/年	2回/年																																																												
	悪臭	敷地境界	<u>測定箇所：2箇所</u>	4回/年	2回/年																																																												
		排出口		4回/年	2回/年																																																												
262	<p>3 場外供給 (1) 運営事業者は、組合が整備を予定している余熱利用施設に4GJ/h 熱供給 (<u>蒸気又は高温水</u>) を行うこと。</p>					264	<p>3 場外供給 (1) 運営事業者は、組合が整備を予定している余熱利用施設に4GJ/h 熱供給 (温水) を行うこと。</p>																																																										